



AKASAKA INTERNATIONAL LAW,
PATENT & ACCOUNTING OFFICE

2015年3月17日

コートジボワールシリーズ (5)
～コートジボワール大使館におけるビジネスビザ取得方法について～

コートジボワールに投資をするためには、事前にその国を訪問し調査をする必要がある。その国の持っている可能性と制限を知ることなく、自身や自身の会社が投資するか否かを決めるのは難しい。今回は、一例としてコートジボワール大使館のビジネスビザ取得方法について若干説明する。

ビザ手続きの最新情報は、SNEDAIのサイト (<http://www.snedai.com>)に記載されているが、フランス語版と英語版しかない。

書類の中には取得に時間を要するものもあるので、ビザの取得代金支払いや面談日予約の前に、まず必要書類を集めることを勧める。

1. 招待状 (フランス語又は英語)

招待状は、現地に知人がおらずにコートジボワールを訪問する場合には、取得が難しいが、最も重要な書類の一つである。特に、初めて調査をしに訪問する場合である。

書類の名前のとおり、招待状は、通常、自身をコートジボワールに招待する個人又は団体によって発行されるものである。本書類には、自身を招待する方の情報 (団体名、連絡先、署名、捺印)、自身の情報 (自身の団体名、自身の氏名及び肩書き、パスポート番号) 等が記載される必要がある。また、渡航期間が記されていることが重要である。

2. 航空券予約票 (フランス語又は英語)

ビザ取得の為に、航空券の購入を事前にする必要がある。購入をされたら、自身の使われた旅行代理店に予約票を自身に送付してもらうよう依頼する必要がある。

3. 黄熱病の予防接種証明書 (英語)

ビザの申請には、黄熱病の予防接種証明書が必要となる。コートジボワール大使館も、自身の安全の為に予防接種を受けることを勧めている。東京周辺で黄熱病予防接種を実施している医療機関の数は限られているので、渡航が決まったら早めに予約をして接種されることを勧める (医療機関の情報はこちらへ <http://www.kenekieisei.or.jp/about.html>)。

東京に居住していない方は、同サービスを行なっている近隣の医療機関を探されることを勧める。

その他、コートジボワールについての注意事項に関しては、外務省のホームページを参照されたい (外務省ホームページはこちらへ <http://www.mofa.go.jp/>)。

4. ホテル予約票 (フランス語又は英語)

自身が旅行会社を通じて航空券を購入する場合には、ホテルの予約も同時にされることであろう。その場合には、自身の旅行会社にホテル予約票の発行依頼をされるとよいであろう。

旅行会社を使用せず自身で現地のホテルを予約する場合には、ホテルに予約票の発行を依頼されるとよい。こちらもビザの申請の際に必要なとなる。

5. 滞在中の支払証明書（英語、銀行発行の残高証明書）

ビザ取得には、コートジボワール滞在中に必要な資金を自身が所持していることを証明する書類が必要となる。自身の口座がある銀行に直接問い合わせをして、当該証明書の発行の手続きをする必要がある。発行には手数料がかかる。手数料や、待機日数は銀行によって違う可能性があるため、自身で銀行に問い合わせられることを勧める。

6. 任務証明書（フランス語又は英語にて）

コートジボワールにおけるビジネスの目的と自身の地位／肩書きを証明する書類の作成を自身の会社に依頼する必要がある。

この証明書には、自身の情報（自身の肩書き、自身のコートジボワール到着日、滞在中の日数、滞在中の目的、コートジボワールでの連絡先）が記されている必要がある。この書類は、自身の上司の署名及び会社の社印が必要である。

7. 有効なパスポート

実際にコートジボワールを訪問する際には、日本へ帰国してからも6か月以上有効であるパスポートを携帯する必要がある。ビザの申請には上記条件を満たしたパスポート（原本）及びパスポートの最初の3ページ（コピー）を持参する必要がある。

8. 写真付き申請書

上記書類が準備出来たら、ビザ申請書の作成が容易となる。申請書は、SNEDAIのサイトにあるので、ご利用されたい（SNEDAIのサイトはこちらへ <http://www.snedai.com>）。

本書類には、自身の旅行に関する住所（ホテル、関係者、面談予定者の住所）を記入する必要がある。

申請書の住所欄は上記の住所を記入するのに十分でないこともあるので、別紙に記載して申請書に添付することを検討されたい。

また、その申請書には、6ヶ月以内に撮影された4.5 cm x 3.5 cmサイズの証明写真を貼付すること。

9. 支払証明書

次の手順として、自身のビザ取得代金支払をすることになる。なお、自身のビザの申請が拒絶されてしまった場合には、返金がない。

滞在中期間1日から3ヶ月までの短期滞在ビザの申請にかかる費用は、現時点においては予約料も含めて58ユーロである。こちらの料金はインターネット上で決済することができる。

滞在中期間1年を超える長期滞在ビザの発行は、現時点においては、在日コートジボワール大使館では行っていないとの事である。

支払いを済ませたら、支払領収書も上記各書類と合わせて大使館に持参する（SNEDAIの支払いサイトはこちらへ <http://www.snedai.com/paiementFastraceFR/?country=17>）。

10. 大使館との予約

支払いを済ませると、RDV コードが記載されたメールを受け取る。本コードを用いて、ビザ申請の予約をすることができる（予約についてはこちらへ <http://rdvvisas-ci.com/>）。

注意点は以下のとおりである。

1. 受け取った RDV コードは支払の時から3ヶ月のみ有効である。
2. 予約の時から48時間内はキャンセルすることができる。
3. 予約日の変更は、予約日時の24時間以降はインターネット上で3回まで変更することができる。
4. 申請者が予約の日時に現れない場合は、支払った料金は返金されない。なお、新しい RDV コードは5.55ユーロで取得することができる。

予約をしたら、上記の各書類を持参して、在日コートジボワール大使館に訪問することになる。申請者本人が書類提出をしなくてはならない。

ビザの受取は、申請から48時間後に可能となる。但し、担当官の裁量で、ビザの発行が拒絶されることもある。

※詳細な手続はコートジボワール大使館に問い合わせされたい。

在日コートジボワール大使館連絡先：

〒151-0064

東京都渋谷区上原2丁目19-12

電話：03-5454-1401／03-5454-1402

FAX：03-5454-1405

メール：ambacijn@yahoo.fr

ビザの担当官への問合せは、月曜日から金曜日までの午前9時から11時45分までとなっている。

以上

赤坂国際法律会計事務所

〒104-0031

東京都中央区京橋1-1-10

西勘本店ビル5階

TEL(03)3548-2702

www.ailaw.co.jp

西アフリカプラクティスチーム

弁護士 角田 進二

アシスタント デルフォルジュ・ユゴー